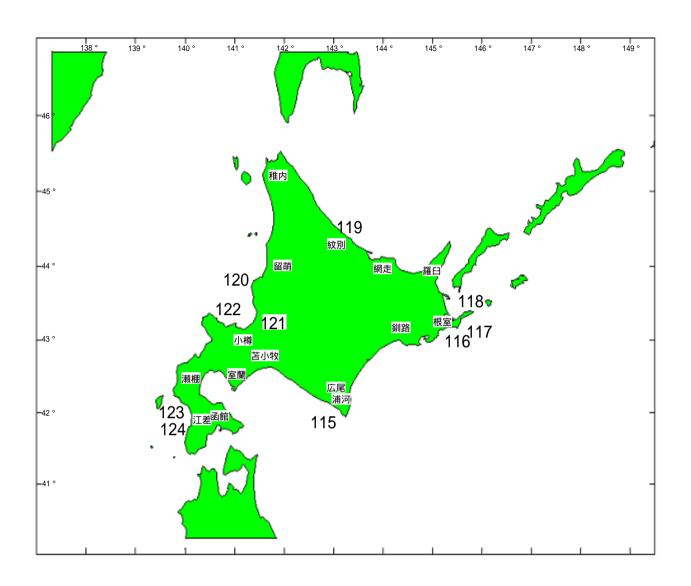
一管区水路通報第11号

平成22年3	第一管区海上保安本部					
= 第 1 1 5 第 第 第 1 1 1 6 8 第 第 1 1 1 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。						

索引図



事項別索引

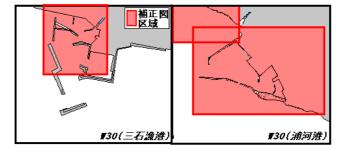
航路標識関係	 116 、 124	117 、	118 、	1 2 2
訓練·試験関係	 1 2 0			
港湾施設関係	 1 2 1			
漁業関係	 119 、	1 2 3		
出版物関係	 1 1 5			

22年115項 北海道南岸 - 浦河港・三石漁港及び付近 補正図発行

水路通報により、補正図が発行された。

海上保安庁水路通報第10号388項

海 図 W30(浦河港、三石漁港) 出 所 海上保安庁海洋情報部



22年116項 北海道南岸 - 落石岬付近 霧信号所廃止(予告)

落石岬灯台(航路標識番号0147番)に付属された霧信号所は、廃止される。

廃止予定日 平成22年3月31日

位 置 43-09-52N 145-30-55E

海 図 W 2 5 参照書誌 4 1 1



22年117項 北海道南岸 - 花咲岬 霧信号所廃止(予告)

花咲灯台(航路標識番号0150番)に付属された霧信号所は、廃止される。

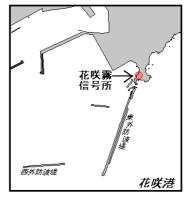
廃止予定日 平成22年3月31日

位 置 43-16-42N 145-35-19E

海 図 W 2 4 (花咲港)

参照書誌 411

出 所 第一管区海上保安本部交通部



22年118項 北海道南岸 - 納沙布岬 霧信号所廃止(予告) 物沙布岬 パーク (前段 神楽 そり154 素) に付属された霧信号 には、廃止される

納沙布岬灯台(航路標識番号0154番)に付属された霧信号所は、廃止される。

廃止予定日 平成22年3月31日

位 置 43-23-07N 145-49-01E

海 図 W8 参照書誌 411

出 所 第一管区海上保安本部交通部



北海道北岸 - 紋別港 22年119項 養殖施設設置

下記区域に、養殖施設が設置される。

期 平成22年4月1日~6月20日

下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域 $\overline{\mathsf{X}}$

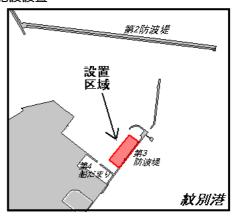
(1) 44-20-05.4N 143-22-40.2E(岸線上)

(2) 44-20-07.4N 143-22-36.6E

(3) 44-20-13.7N 143-22-43.5E (4) 44-20-11.8N 143-22-47.2E(岸線上)

考 赤旗付ボンデン及び黄色灯で設置区域を表示。 備

海 义 W 2 9 (紋別港) 出 所 紋別海上保安部



22年120項 北海道西岸 - 増毛港及び付近 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

平成22年4月1日~8日 毎日0730~日没

X 域 下記5地点により囲まれる区域

(1) 43-51-46.5N 141-32-22.7E

(2) 43-52-15.7N 141-32-22.7E

(3) 43-52-15.7N 141-32-49.6E

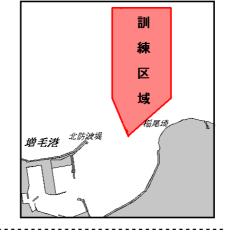
(4) 43-51-46.5N 141-32-49.6E

(5) 43-51-34.4N 141-32-30.9E

備 考 区域内に浮標3基設置。

海 义 W40A(増毛港)

出 所 留萌海上保安部



22年121項 北海道西岸 - 石狩湾港 掘下げ作業

下記区域で、掘下げ作業が実施される。

期 平成22年4月1日~4月30日

 $\overline{\times}$ 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 43-12-30.6N 141-17-22.5E(岸線上)

(2) 43-12-38.3N 141-17-20.2E

(3) 43-12-47.7N 141-17-34.2E

(4) 43-12-42.6N 141-17-40.5E(岸線上)

備 考 灯付浮標で作業区域を表示。

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚。

警戒船配備。

W 7 海 义

出 所 小樽海上保安部



11号 11号 -422年122項 北海道西岸 - 小樽港北方、高島岬 霧信号所廃止(予告)

日和山灯台(航路標識番号0580番)に付属された霧信号所は、廃止される。

廃止予定日 平成22年3月31日

位 置 43-14-18N 141-00-57E

海 図 W 5 参照書誌 4 1 1

出 所 第一管区海上保安本部交通部



22年123項

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成22年3月25日~7月20日

位 置 42-01-07N 140-05-58E

備 考 乙部漁港で積出し作業あり。 灯付浮標で作業位置を表示。

警戒船配備。

海 図 W11

出 所 江差海上保安署

北海道西岸 - 江差港北方突符岬付近

魚礁設置作業



22年124項

北海道西岸 - 江差港 灯台光達距離変更

一管区水路通報22年10号114項削除

鴎島灯台(航路標識番号 0627番)の光達距離は、変更された。

位 置 41-52-05N 140-06-50E

光達距離 (変更前) 14海里

(変更後) 17海里

海 図 W 2 2 (江差港)

参照書誌 411

出 所 第一管区海上保安本部交通部

